

◎ 目的

制度の背景

- 漁業分野においては2023年6月に特定技能2号の分野追加が決定され、2024年7月より特定技能2号に対応した漁業分野試験が開始。
- 2019年より特定技能制度が開始され、特定技能1号期間の**5年満了**を迎えたことから、各地域において特定技能2号を目指す外国人が増加。

取組みの方向性

- 各地域において**特定技能2号を輩出するための取組みを実施**

① 在留期間上限無・家族帯同可の特定技能2号の許可取得及び働き先として選ばれる地域であり続けることが目標

■ 試験の取組み

試験対策の講習会

- **漁協が主体**となり、各地域において日本語能力**N3試験合格**及び分野別試験合格を目指し、講習会等を実施。

成果

🏆 北浦漁協では、日本語能力N3及び漁業分野試験合格者を4名輩出。

👤 共生の取組み

特定技能2号の特徴と地域受け入れ

- 特定技能2号は在留期間に定めがなく、家族帯同も可能な在留資格であるため、**地域として受け入れる体制作りがより大切**となる。
- 技能実習1～3号から特定技能1号を経ることで、特定技能2号を目指す者は**最大10年間**を日本で生活することになるが、滞在期間中、従来より漁村に存在する地域コミュニティの中で外国人個人が如何に受け入れるか（地域と共生できるか）ということが求められる。

漁協の相談窓口の取組み

- 一例ではあるが、監理団体及び登録支援機関として活動する、北浦漁協では**女性職員を外国人制度の担当者**として設置し、関係機関への申請の他、相談窓口として外国人側からの相談も受け付けている。
- 過去には男性職員が相談窓口を担当していたが、今の担当者は「**日本のお母さん**」として慕われており、何気ない相談もし易くなったとのこと。日本という母国から遠く離れた海外生活の中で、小さなストレスを少しでも減らすことが居心地の良さ、ひいては信頼にも繋がっている。
- また、相談窓口で対応できないような内容は、**漁協及び船主間で協議**を行い、「外国人が抱えているストレス」をそのままにしないこととしている。

👤 外国人が地域で働き続ける上で賃金も大きな要素ではあるが、受け入れ地域における共生のための仕組み作りも同様に重要。

